

つがる西北五広域連合障害者活躍推進計画

令和4年4月策定

| | |
|----------------------------|--|
| 機関名 | つがる西北五広域連合事務局 |
| 任命権者 | つがる西北五広域連合長 佐々木 孝昌 |
| 計画期間 | 令和4年4月1日～令和6年3月31日 |
| つがる西北五広域連合における障害者雇用に関する課題 | つがる西北五広域連合事務局においては、職員総数が8名の小規模な機関であり、構成市町より職員が派遣されるため、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 これまで大きな問題を生じたこともなく、組織的な体制整備は特段行っていない状況である。 |
| 目標 | |
| ① 採用に関する目標 | 職員については構成市町からの派遣のみであり、採用等は行っていないため目標の設定はできない。 |
| ② 定着に関する目標 | なし ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定 |
| 取組内容 | |
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整備 | 【基本的な考え方】 ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務に関わらず、総務課総務係を障害者である職員の相談窓口とする。 |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | ○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 |
| 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | ○相談窓口への相談のほか、毎年度実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるにあたっては障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 |
| 4. その他 | ○障害者の活躍及び支援に係る各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場の拡大を推進します。 |